

意見の概要と意見に対する考え方

項目	番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
1. 制度全般についての意見（28件）				
	1	J A S規格の見直しが一巡する5年を経過しないうちに見直し基準を改正するのは性急すぎる。	2件	食品についても新商品が開発される中で、一定期間経過後の見直しは必要と考えます。J A S法第9条の2では、少なくとも5年ごとに「確認」、「改正」又は「廃止」することとなっています。なお、新たな見直し基準は、2巡目以降の見直しに適用する予定です。
	2	CODEX規格に対し、国内規格をどのように整合させていくのか？	1件	国内規格の制定、見直しの際に、CODEX規格の制定動向を考慮することとなります。
	3	日本固有の食品や日本の消費者に特別な嗜好がある食品を除き、CODEX規格のあるものは、J A S規格をCODEX規格に置き換え、CODEX規格のないもののみ独自のJ A S規格を制定すべき	1件	国内規格の制定、見直しの際に、CODEX規格の制定動向を考慮することとなります。その際、我が国固有の事情についても配慮することとなります。
	4	現行のJ A S規格制度の存在意義は、少なくともメーカーにとっては、製品開発に当たって極めて大きいものがあることについても記述されるべき。	1件	今回のJ A S制度の見直しは、現行制度の果たしてきた役割を踏まえつつ、将来に向けて、消費者のニーズや社会の変化に、J A S制度がどのように対応するかという観点から行われるものです。
	5	役割を達成した従来品の品質に関する基準（品位、成分、性能等）は大胆に廃止し、消費者が必要としている差別化情報（産地、品種、製法等）を規定することが必要。	1件	J A Sマークは、マークの貼付された商品について、一定の品質を保証するものです。規格の内容については、5年に1度、廃止を含めた見直しを行うこととしています。

6	消費者にもっとわかりやすくきちんと理解されるような制度に変れば、業界にとってもメリットのある制度になると思われる。そのためにある程度必要性のない制度は廃止すべき。一部の業者に不利益になるかもしれないが、消費者に安全性等の理解を得られ、J A S規格が最低基準となれば、業界全体の発展につながる。	2件	必要性にかけるJ A S規格については、廃止の方向で検討を行います。また、J A S規格が広く業界に受け入れられ、結果として標準的な品質を保証するものとなれば、消費者の利益になると考えます。
7	現在の表示制度は他法令とも関連し煩雑で多岐にわたる規定となっている。さらに、近年では食品表示の規制強化が相次いでおり、小規模零細業者はその対応に困難を極めている。表示制度をできる限り簡素化し、小規模零細業者が対応可能な表示制度を早期に構築されたい。	1件	食の安心確保への消費者の要求が高まっていることを踏まえれば、表示の適正化を図ることの必要性はますます高まっているものと考えます。
8	中間取りまとめのサブタイトル「食の安全・安心に資する21世紀のJ A S制度を目指して」では、林産物が含まれないため、「食と暮らしの安全・安心に資する21世紀のJ A S制度を目指して」にすべき。	4件	最終取りまとめに反映することとしたいと思います。
9	林産物については、食品とは別に検討する必要がある。食品のJ A S制度と分けて整理する方向が良いのではないか。	1件	林産物についても、その取引の標準としてJ A S規格は定着しており、現行制度の枠組みは維持すべきと考えます。
10	J A S法のほかに食品衛生法、景品表示法、薬事法、健康増進法等の他法令との規制が複雑であり、他の関連する法律との整合性や統一、規制の合理化を図るべきである。	2件	各表示規制法令は、それぞれの目的をもって定められるものですが、「食品の表示に関する共同会議」などで、用語の統一などの課題に取り組んでいるところです。
11	J A S規格の現状認識で一番大切なことは、J A Sの果たしている役割を正しく把握することである。認定製造業者は、技術的基準に従い品質の高いJ A S製品の供給に努力を重ねてきており、この土台として大きな役割を担っているものがJ A S制度と理解している。	1件	今回のJ A S制度の見直しは、現行制度の果たしてきた役割を踏まえつつ、将来に向けて、消費者のニーズや社会の変化に、J A S制度がどのように対応するかという観点から行われるものです。

12	日本は多くの加工食品を東南アジア諸国で製造・輸入している。消費者団体だけでなく、専門家である業界の意見も広く参考にして、これらの国々に対して模範となるようなJ A S規格として残すべき。	1件	J A S制度のあり方検討会では、生産者側の代表者にも入っていただき、業界関係者の意見も踏まえながら検討を行っているところです。また、J A S調査会においても業界関係者の意見を聞きながら規格を検討しています。
13	「消費者の視点」、「消費者ニーズ」の把握はどのように行っているのか。食育は配慮しているのか。	1件	J A S制度のあり方検討会では、消費者側の代表者に入っていただき、消費者のニーズを踏まえながら検討が行われています。また、J A S調査会にも消費者代表が参加しています。
14	今回の改正の趣旨は、①多くのものにJ A Sマークが付くことで、安全・安心を保証されたJ A S品の中からニーズにあわせて消費者が選択できる制度とするのか ②一部の特別な製品にJ A Sマークが付くことでそれを選ぶ消費者だけが安全・安心を享受する制度とするのか 基本的な考えを示すべきであり、今回の改正により消費者が商品選択に活用するのか検証が必要。	1件	今回のJ A S制度の見直しの趣旨は、消費者の食に対する信頼性の更なる確保と新しい社会の変化への対応を見据えたものであることは、中間とりまとめの1ページ目に明記されています。なお、J A Sマークがどれだけ多くの製品に使用されるかは、結局のところ、消費者がJ A S規格の内容をどれだけ理解してJ A S製品を購入するにかかっており、そのためにも、消費者にとって分かりやすいJ A S規格となるよう概念を整理する必要があります。
15	J A S制度は飲食料品等の品質の底上げ、取引の合理化等、商品選択のよりどころとして寄与してきたが、現在、消費者の関心は、産地・品種・製法・農薬、食品添加物のような食の安全に関する情報にある。そのような新しいニーズにどう対応するのか。	1件	生産情報公表J A S規格の導入等J A S制度に基づく食品等の品質に関する情報の公開は、引き続き実施していきたいと考えています。
16	J A S制度は、まがい物、粗悪品の防止や、飲食料品の品質向上に大きく貢献し、消費者の商品選択のよりどころとしての重要な役割を担ってきた。この点については、これからも積極的にその役割を果たさなければならないと考える。J A S制度の運用に関しても、今後も果たすべき役割を踏まえ十分な対応が必要。	1件	今回のJ A S制度の見直しは、現行制度の果たしてきた役割を踏まえつつ、将来に向けて、消費者のニーズや社会の変化に、J A S制度がどのように対応するかという観点から行われるものです。

17	中間取りまとめにおいて、現行JAS規格に関し、それほど高い評価が与えられず否定的見解が随所に見られることは残念。JAS規格の評価は「まがい物防止」という消極的な役割だけではなく、「いい製品」を示す規格である。「いい製品」とは「それぞれの時期における業界の製造水準、消費の成熟段階に応じて求められる品質にふさわしい品質を備えた規格」であり、いい製品を追求するための5年ごとの見直しであると理解している。	1件	1ページ目にもあるように、JAS制度については「まがい物防止」だけではなく、「飲食物品等の品質の向上に大きな役割を果たしてきている」と評価しています。また、JAS規格の制定・普及は、JAS法の目的にもあるように農林物資の品質の改善等を目的としたものであり、社会的ニーズや国際的な動向に適合しているかどうかを検証するため、規格の見直しを含めた検討を5年ごとに行います。
18	品質の向上は、取引の改善にも大きく寄与してきた。市場においてもJAS規格に適合しない商品を排除することにより、適正な競争が可能になる透明性の高い市場が形成され、流通の改善、加工業界との取引の適正化に大きく貢献している。このような視点から、改正ありきを前提に現行JASに対する評価を矮小化することは適正な議論を誘発してきたとは言い難い。	1件	今回のJAS制度の見直しの趣旨は、これまでJAS制度が果たしてきた役割を踏まえた上で、消費者の食に対する信頼性の更なる確保と新しい社会の変化への対応という今日的課題に対応しようとするものです。このような視点に立って、現行制度を評価し、必要な見直しを行うべく議論が行われています。
19	JAS制度が広く認知されていることと制度が適正に機能していることは、明らかに異なる概念であり、消費者にとっては、商品に示された表示が適正で品質・品位が満足できる物であることがまず重要であり、どの法令を根拠としているかは重要でない。	1件	JAS制度の普及は、個別業界の生産の基準となっているにとどまらず、最終的には、JASマークの付いた商品を、適正な表示に基づき、消費者がどれだけ認識しているかにかかっています。したがって、消費者の認知度が低く、JAS製品が普及しない実態があれば、JAS制度自体の問題と捉えて見直しを検討すべきと考えます。
20	JAS制度は農林水産省の食料政策の一環として位置づけられ、厚生労働省の食品安全政策とは異なり農林水産物に基礎をおいたものと理解している。近年特定物質の機能に着目し、食品に応用する事例が増加しているが、このような薬事・医療効果をねらいとするものは、食品の品質・品位を明確にし、表示により情報を公開するというJAS制度の基幹とは相容れないと考える。	1件	食品の薬事・医療効果の向上をねらいとしたJAS規格の導入は、検討の対象としていません。

	21	食品とは安全であることが当然の前提であり、その前提に立ってJASは商品も品質と表示を規定している制度と考えている。「安全・安心」の語句を安易に使用することは、JASの性格を見失う契機となりかねない。	1件	「中間取りまとめ」では、「食の安全・安心」という語句を合計3回使用（1ページ及び2ページ）していますが、いずれも最近の消費者の関心を示す意味で使われています。また、安全な食品に適正な表示を行って流通させることは、「食の安全・安心」を求める消費者の商品選択に重要なことであると考えます。
	22	現行JASのコンセプトは、今日の製造技術水準と消費の成熟段階に即応した品質・品位を示す規格として成立していると考えている。最終製品の分析では確認しがたい有機食品や安全確保のための生産行程履歴JASは、社会的検証が必要な物について不正防止をかねて特定の規格を付加されたものであり、コンセプト不在であると断定するには疑問を感じる。	1件	現行JASマークには、さまざまな要素が混在し、規格の性格が明確でない品目も多いと考えます。
2. JAS規格について（46件）				
①「特色規格」か「標準規格」かを明確化	23	標準があってはじめて特色が認められるので、特色規格だけではできない。	2件	例えば、「特色規格」と考えられる「有機農産物JAS規格」、「地鶏JAS規格」、「生産情報公表JAS規格」に関しては対応する「標準規格」はありません。
	24	「特色」や「標準」との表現は不適当。別の名称とすべき。	3件	例えば「特色規格」については、あり方検討会で品質やプロセスが標準的なものと比較して相当程度明確化したものをあらわすものとして「特色規格」が適当とされたものです。
	25	「特色規格」と「標準規格」について具体的事例を以て示してもらいたい。	2件	特色規格としては、有機農産物、有機農産物加工食品、地鶏、生産情報公表規格、手延べそうめんが考えられます。また、「特色規格」と「標準規格」はそのコンセプトを明確化するための考え方で、具体的には今後のJAS調査会で議論されることです。
	26	「特色規格」、「標準規格」への分けを評価。	2件	個々のJAS規格のコンセプトを明確化し、消費者にとってわかりやすいJASマーク表示を目指したいと考えています。

27	「特色規格」、「標準規格」への区分けに反対。	1件	個々のJAS規格のコンセプトを明確化し、消費者にとってわかりやすいJASマーク表示とすべきと考えています。
28	JAS規格は全て標準的性格を持つべき。「標準規格」の定義は納得できない。	1件	「有機農産物JAS規格」、「地鶏JAS規格」、「生産情報公表JAS規格」は相当程度明確化された「特色規格」であると考えます。
29	「特色規格」の定義において、「ある成分が一定以上含まれる」とあるが、薬事・医療効果をJAS規格に求めるべきではない。	1件	本記述は、JAS規格に薬事・医療効果を求める主旨ではなく、品質の特色の観点から、成分が一定以上含まれることを例示したものにすぎません。
30	特殊なものを対象とした規格は作るべきではない。「特色規格」に反対。	3件	「有機農産物JAS規格」、「地鶏JAS規格」、「生産情報公表JAS規格」は相当程度明確化された「特色規格」であり、消費者のニーズもあると考えます。
31	「標準規格」において、国際規格との整合の必要性を明記すべき。	1件	中間取りまとめの8ページ、JAS規格の制定・見直しの基準への反映の中で国際的な規格の動向を考慮するとしています。なお、このことはJAS規格全体に対するものであり、例えば「特色規格」と考えられる有機農産物の規格においても現にCODEX規格との整合性を図っています。
32	「標準規格」は、現在の定義ではなく、“いいもの”を意味する規格であることを強調すべき。	1件	標準JAS品については、品質についても第三者認証を受けている安心なものと捉えるほうがいいのではないのでしょうか。
33	CODEX規格等国际規格のある品目は「標準規格」とすべき。	1件	例えば有機農産物はCODEX規格がありますが、「特色規格」と考えられます。
34	「標準規格」からは、食品添加物の使用制限を撤廃すべき。	1件	現行の「JAS規格の制定・見直しの基準」では、消費者の要望が強いことから食品添加物について言及されています。食品添加物を含めたJAS規格の内容については、消費者代表を含むJAS調査会で審議することとなっています。
35	現行規格を「標準規格」とすべき。	3件	現行規格の中にも、有機JASなど「特色規格」となるものがあります。

	36	「標準規格」、「特色規格」の定義、判断基準を明確にすべき。	10件	「標準規格」は、生産、取引又は使用の合理化等を図るため、標準となる定義・品質（品位、成分、性能等）を示した規格であり、「特色規格」は、製品の品質（品位、成分、性能等）、生産・流通プロセス（原材料、製法等）又は公表される情報の種類の特色について、当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化した規格です。 「特色規格」と「標準規格」はそのコンセプトを明確化するための考え方で具体的には今後のJAS調査会で議論されることです。
②「表示」JASマーク	37	「表示」のみのJAS規格制度には問題がある。反対である。	2件	表示は事業者の責任で行うことが前提ですが、様々な強調表示が行われている現状では、特定の強調表示について第三者認証を行うことの社会的ニーズはあると考えています。
③「流通」JASマーク	38	流通JASは、「特色規格」に該当するのか明確にして欲しい。	1件	標準的な流通と比較して、相当程度明確化した特色を有するのであれば、「特色規格」と考えられます。
	39	認定・検証が技術的に困難であり、不正の温床となる懸念がある。	1件	例えば温度履歴カードの活用、関係書類等により確認は可能と考えます。また、個々の規格制定に当たっては、JAS調査会で関係者に参加いただいて検討することとしております。
	40	トレーサビリティ確保の観点から流通JASに賛成。	1件	ご意見を踏まえて、今後検討したいと思います。
④その他のJASマーク	41	加工食品の原料についてのJAS規格制定には問題がある。	2件	加工食品に適した原料の規格については、関係者の意見を聴きながら検討したいと考えています。
	42	特定の需要・消費者を対象としたJAS規格についても検討すべき。	1件	「中間取りまとめ」6ページの食品の原料となる野菜等のJAS規格は、特定の需要を対象としたものと考えます。
⑤その他	43	新しい規格制定の際は、業者の実態把握に努めるべき。	1件	JAS規格制定に際しては、関係者の専門委員により構成されるJAS調査会で審議されています。
	44	新しいJAS規格は安易に進めるべきではない。	1件	JAS規格制定に際しては、生産者代表等の関係者の専門委員により構成されるJAS調査会で、その必要性を含めて審議されています。

45	規格見直しの際、安易に国際規格との整合化を行うべきではない。	1件	WTOのTBT協定は、「国際規格が存在するときは、当該国際規格又はその関連部分を任意規格の基礎として用いる。ただし、当該国際規格・・・が不十分な保護の水準、気候上の・・・等の理由により効果的でなくまた適当でない場合はこの限りでない」としており、JAS法においても国際的な動向を踏まえる(第7条第2項)とされています。
46	食文化の観点から、伝統食品の規格は存続すべき。	1件	JAS規格の見直しは、平成13年11月にJAS調査会で決定された基準に基づいて行われています。この基準については、第2巡目の規格見直しに当たって、再度検討することとしています。
47	JAS規格は品質の基準に限るべき。	1件	表示の内容を保証することは、規格そのものに品質に関する基準がなくとも表示が示す品質の内容を保証することであり、また、流通形態は製品の品質に影響を及ぼすと考えられます。これらの新たなJAS規格については、まず、制定が可能かどうか法制的な側面から検討することとします。
48	ほぼ役割を達成した従来の品質に関する基準は廃止すべき。	1件	中間とりまとめにおいても、引き続きJAS規格を見直し、規格の性格を「特色規格」、「標準規格」に明確に整理できないものは廃止を検討するとしています。
3. JASマークのあり方 (11件)			
49	マークの種類は、標準規格、特色規格、指定農林物資についてのJASマーク(有機)、品質を伴わない認証マークの、最大4つにするべきである。	1件	御意見も参考としつつ、今後JAS調査会で検討します。
50	マークの数は、少ない方がいい。	1件	御意見も参考としつつ、今後JAS調査会で検討します。

	51	J A Sマークに登録認定機関名を併記することは、限られた面積に併記することで表示内容が窮屈になること、登録認定機関が替わると、包装資材が全て無駄になりメーカーにとって大きな負担となること、各登録認定機関は同等であり併記によって区別する必要がないことから反対である。	4件	第3者認証を受けていることをアピールする、不正格付を防止するためには、登録認定機関名の表示が望ましいと考えます。
	52	マークに食品添加物に関する付記をしないでもらいたい。	1件	御意見も参考としつつ、今後J A S調査会で検討します。
	53	マークの意味が一目で分かるようにすべき。	2件	「中間取りまとめ」では、「特色規格」について明確化される特色の表示を推奨するとしており、御意見も参考としつつ、今後J A S調査会で検討します。
	54	特徴のある製品は、別のJ A Sマークにすべき。	1件	御意見も参考としつつ、今後J A S調査会で検討します。
	55	消費者の認知度の低さは制度上の問題ではない。業界がどのようにJ A S規格を活用するかの問題である。	1件	J A S規格にはさまざまな側面があることは否定しませんが、表示は食品のエンドユーザーである消費者への情報伝達の手段であり、消費者の認知が低く、消費の合理化に資さない規格（J A Sマーク）は見直されるべきと考えます。
4. J A S規格の認証のあり方（24件）				
①行政の関与のあり方	56	認可制について届出制にすべきということには賛成であるが、表現を変えるべき。「認可制は登録認可のみを残し、認定業務規程及び認定手数料の認可制について届出制にすべき・・・」と記載しないと、この文章を読んだものが、すべて届出制になると誤解しかねない。	1件	「中間取りまとめ」の表現で、特に問題ないものと考えます。
	57	I S Oに基づいた機関であっても、その機関がJ A S制度を理解してるとは、必ずしも言えないのではないのか。事前のチェックを簡素化し事後のチェックを厳しくというのは賛成できない。	1件	例えば、I S Oガイド6 5の4. 2 j) は、「認証機能に必要な技術的知識・経験を持つ十分な数の要員」が必要としており、登録認定機関の場合には、J A Sに関する十分な知識が必要となります。

58	国際的とはいえ、民間機関の一つであるISOの基準を国内法に引用することに法的な問題はないのか。	1件	特に問題あるとは考えておりません。なお、工業標準化法第27条には、すでにISOガイド65を引用しています。
59	JAS規格の認証は、「民間機関」による事業として位置づけるとされているが、利益優先の民間機関に任せて、きちんと食の安全・安心が確保されるのか疑問であり不安。行政として責任を放棄しないで、公的機関がしっかりとチェックするようにしてほしい。	1件	登録認定機関への適合命令、業務改善命令を新設し、JAS制度の信頼性を確保することとしています。なお、登録認定機関の審査・監査は公的な農林水産消費技術センターが行うこととされています。
60	「秘密保持義務廃止」は、ISOガイド65の“「機密保持」等が定められており、基準として網羅的である。”との記述とは矛盾しないのか。	1件	登録認定機関の業務を公的な業務として位置付けることに伴う秘密保持規定等を廃止し、民間機関の業務として位置付けるとの趣旨です。民間機関の業務であっても、登録基準となるISOガイド65に基づいて、機密保持が必要とされることとなります。(ISOガイド65の4.20))
61	同等性要件が撤廃される場合、規格に反する生産実態を放置したままで同国内の工場等を認定事業者として認定する恐れがあり、法に基づく罰則適用が困難な登録外国認定機関の審査及び監督については国内より一層厳格にしていきたい。	3件	現行法においても、登録要件を満たさなくなった場合等には登録を取り消すことが可能となっており、登録認定機関については国内外を問わず監視し、制度の信頼性確保に努めることとしています。
62	同等性要件を取り除くことは賛成。しかし審査及び監査について意見がある。登録外国認定機関においても、国内の登録認定機関と同様のレベルの監視をすべきである。	1件	現行法においても、登録要件を満たさなくなった場合等には登録を取り消すことが可能となっており、登録認定機関については国内外を問わず監視し、制度の信頼性確保に努めることとしています。
63	登録認定機関の認定基準にはISOガイド61を引用することが適当である。	1件	ISOガイド61は認証機関又は審査登録機関(JASの登録認定機関に相当)を審査する認定機関が満たすべき基準であり、登録認定機関の登録に係る必要な調査を行う(独)農林水産消費技術センターが満たす基準と考えます。

64	J A S 認定機関が「国際的な整合性」を図ることにどれだけのメリットがあるのか疑問。I S O ガイド 6 5 は製品検査を要求していない。	1件	I S O ガイド 6 5 は、必要な基準が網羅的に示されていること、欧米の有機農産物の認証機関の審査基準としてもちいられていること（我が国の有機農産物が海外で有機と認められることが容易となる可能性あり）から、登録基準として用いるものです。I S O ガイド 6 5 の 1 0 . 評価、1 3 . サーベイランスでは、製品の評価が求められています。
65	I S O ガイドライン 6 5 の認証機関への適用に当たっては、各認定機関・認定工場の実状を踏まえた上で、I S O ガイドライン 6 5 の柔軟な適用が必要。	1件	（独）農林水産消費技術センターが I S O ガイド 6 1 に基づいて、J A S 制度の適正な運営の確保との観点から、申請機関が登録基準に適合しているかどうかを調査することとなります。
66	認定工場にかかる経費削減に最善の方策をお願いしたい。	2件	登録基準の明確化、業務規程や手数料の届出制等により登録認定機関への参入が促進され、機関間の競争原理が高まることが期待されると考えます。
67	I S O ガイド 6 5 をそのまま登録基準に引用した場合、コンサルタント業務ができなくなる恐れがある。	1件	I S O ガイド 6 5 では、認定の客観性又は公平性が保たれるよう「申請者に対する助言及びコンサルタント・サービスは行ってはならない」としていますが、「中間取りまとめ」の 1 5 ページで、何らかの助言を与えることもやむを得ないことを考慮して、分かりやすい認定の技術的基準やガイドラインを示す必要があるとしています。
68	適合命令および業務改善命令を創設するのは結構だが、その命令の範囲は、登録基準（I S O ガイド 6 5 の各条項）に限定することを明記すべきである。	1件	「中間取りまとめ」1 1 ページでは、「登録認定機関に対する登録基準への適合命令及び業務改善命令」とその範囲を限定しています。

② 認定の技術的基準	69	有機認定は、「JAS法上の認定対象は製品をつくる事業者（プロセス）であり、製品ではない」ということを、用語整理の際に明確にする必要がある。	1件	現行JAS法は、①品位等の品質についての基準と②生産の方法についての基準があり、有機農産物の規格は後者として整理されています。
	70	認定機関が民営化され競争原理が働くことにより、認定にかかる費用が安くなることには賛成だが、機関そのものの質が低下したり、認定が不公平であったりすることのないよう、管理チェック体制の整備が必須である。	2件	登録認定機関に対する登録基準への適合命令及び業務改善命令の創設、認定時及び監査時の品質又は生産プロセス適合性チェック等により、制度の信頼性を確保することとしています。
	71	JAS規格と同様、認定の技術的基準についても、多くの人が基準作りに参画できるような仕組みが必要である。	2件	JAS法は、日本農林規格及び品質表示基準について、JAS調査会の議決を経る、又は意見を聴くと定めています。認定の技術的基準については、多くの人の意見を聞くことが可能であるかどうかについて今後検討いたします。
	72	JAS規格の位置づけを「製品認証」から「システム認証」へ転換し、製品検査後に出荷する方法を廃止していただきたい。	1件	JASマーク表示品は、製品の品質がJAS規格に適合していることを示しており、システム認証ではなく製品認証に該当します。
③ 消費技術センターの位置づけ	73	認定工場が総合衛生製造過程の承認、ISO9000あるいはISO22000の承認を取得している場合には調査などを簡素化すべきである。	1件	ご指摘は、「中間取りまとめ」15ページに示されており、今後検討します。
	74	農林水産消費技術センターがISOガイド61の要求事項を遵守することは、「満たす必要がある」ではなく必ず満たさなければならない。また、監査機関により、消費技術センターがISOガイド61の要求事項を満たしていることを監査されなければならない。（この監査を本省が行うのであれば、本省もISOガイド61機関のチェックができるようISOガイド61に基づいた業務手順書を持つべきである。）	1件	「中間取りまとめ」では、（独）農林水産消費技術センターはISOガイド61の要求事項を満たす必要があると考えられるとしています。また、センターがISOガイド61の要求事項を満たしていることについては、センターのホームページ上での公表を考えています。
5. I 種格付制度（33件）				

75	認定事業者のボトラー（果汁飲料）に逐一、その“製品の原材料及び製法等の生産工程を把握・管理できる事業者”としての位置づけを求めることは難しい。	1件	現行の果実飲料についての製造業者の認定の技術的基準では、原料果汁を含めた品質管理に関する規程の作成と適切な実施が必要と考えます。
76	I種格付制度を廃止されると、品質証明書等の発行が不可能となり、缶詰(水産物、蜜柑等)の輸出ができなくなる。	14件	輸出のための検査については、製品にJASマークが付されていないことから、I種格付とは直接の関連は無いと考えます。証明書の発行については、関係機関を含めて協議を行いたいと考えております。
77	国内流通についても、学校給食用などJAS基準が入札条件となっているものがあり、現にI種格付を受けて納品している缶詰もある。現行のI種格付を存続し、国内の商取引にも支障をきたさぬようご配慮願いたい。	1件	製造業者としての認定を受ければJASマークを付すことは可能です。
78	原材料の使用や製造方法といった生産工程の管理記録も加味した格付に変えることで、現状のI種格付のようなスポット的な格付を残してほしい。	1件	製品の検査のみで、全ての規格項目の判定が困難な規格は存続は困難と考えます。
79	I種格付を廃止する場合には、①農林水産消費技術センターによる依頼検査を継続すること、②十分な経過期間（5年程度）の設定をお願いしたい。	1件	（独）農林水産消費技術センターは、生系の依頼検査を継続することとしています。また、経過措置に関しては、実態を踏まえて検討します。
80	JAS品目の中には適切なサンプリングによってロット全体の品質を把握できるものがあるので、I種格付については対象を選んで廃止、存続を決めることが適切。	1件	製品の検査のみで、全ての規格項目の判定が困難な規格は存続は困難と考えます。
81	農産物である畳表は、原材料や加工技術の違いによって製品の品質が大きく左右されることから、I種格付を存続していただきたい。なお、①事業者に対して生産工程を掌握のうえ格付を申請する義務を課す、②製品に起因する問題に係る事業者の責任について法律に明記する、③全量検査を行うことにより、「中間取りまとめ」で指摘されている課題について支障は生じないものと考ええる。	3件	製品の検査のみで、全ての規格項目の判定が困難な規格のI種格付の存続は困難と考えます。

	82	I種格付を廃止する場合には、適正な自己格付けが行われるよう認定基準・検査方法等を厳格に定めると共に、認定事業者に対しては登録認定機関による監査に留まらず国による監視・指導等を行っていただきたい。	3件	登録認定機関への適合命令、業務改善命令を新設し、JAS制度の信頼性を確保することとしています。なお、登録認定機関の審査・監査は公的な農林水産消費技術センターが行うこととされています。
	83	輸入品については、輸入者が工場である場合は少なく、製造設備等がない商社等が行っているのが現状であり、I種格付の廃止は輸入食品がJAS格付を受ける道を閉ざしてしまう。	2件	製品の検査のみで、全ての規格項目の判定が困難な規格は存続は困難と考えます。
	84	零細企業では、JAS認定工場になるために必要な試験機器を設備したり、所要の有資格者を全て配する余裕はとうてい無く、また、製造業者を構成員とする団体、販売業者等が認定を受けることも、機械設備の違いなどから困難であり、I種格付の廃止はJAS格付を受ける道を閉ざしてしまう。	4件	製品の検査のみで、全ての規格項目の判定が困難な規格は存続は困難と考えます。
	85	I種格付について、廃止することに同意する。	2件	ご指摘の方向で検討したいと思います。
6. 品質表示基準のあり方（62件）				
①名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合	86	個別品表を廃止すると、横断品表でカバーできない部分が相当生じてくる。	6件	個別品目の品質表示基準については、JAS調査会において、廃止した場合に重大な誤認が生じる懸念があるかどうか等個別にその必要性及び内容を検討することとしています。
	87	個別品質表示基準はまがい物防止に役立っているので廃止ではなく、見直しを基本的考え方にして欲しい。	5件	個別品目の品質表示基準については、JAS調査会において、廃止した場合に重大な誤認が生じる懸念があるかどうか等個別にその必要性及び内容を検討することとしています。
	88	名称表示が必要以上に厳しい規制であると考えてるのであれば、個別品目ごとに名称の規制を緩和することを検討すべき	6件	個別品目の品質表示基準については、JAS調査会において、廃止した場合に重大な誤認が生じる懸念があるかどうか等個別にその必要性及び内容を検討することとしています。

89	現在ある個別品質表示基準を存続して欲しい。名称を原則自由にすると消費者に混乱が生じる。	7件	個別品目の品質表示基準については、J A S調査会において、重大な誤認が生じる懸念があるかどうか等個別にその必要性及び内容について検討することとしています。
90	現在J A S法に定義があればその定義を、無ければ「もっとも一般的な名称」を記載することになっている。しかし、もっとも一般的な名称とはどのようなものかを判断するのは大変難しい。	1件	各種制度で定められた以外の表示（名称を含む）は基本的には製造業者の責任で行うものと考えますが、例えば黒酢等様々な商品が流通して消費者の選択に支障があると考えられる場合には、新たな基準の作成を検討します。
91	原材料名の表示方法で個別の品質表示基準が廃止され、横断的な表示方法へと統合されるとかえって見づらい表示となる。	1件	原材料名の表示方法は「食品の表示に関する共同会議」で検討を行っています。
92	「パン類品質表示基準」に関しては特に改廃すべき事由もなく、そのような評価を聞いたこともない。また表示に関する制度は時間をかけて定着させてきたものであり、軽々に改廃すべきではない。	1件	個別品目の品質表示基準については、J A S調査会において、廃止した場合に重大な誤認が生じる懸念があるかどうか等個別にその必要性及び内容を検討することとしています。
93	定義・品質に関しては、業界関係者の意見を重視し、また個別の品目の現状を考慮すべき。	1件	個別品目の品質表示基準については、J A S調査会において、廃止した場合に重大な誤認が生じる懸念があるかどうか等個別にその必要性及び内容を検討することとしています。
94	個別の商品の名称規制が商品選択の妨げになっていることはあり得ない。	2件	消費者が多様な商品選択をする上で、必要以上に厳格な名称規制を課すことは好ましくないと考えます。
95	標準規格による名称の標準化は、食品衛生法との整合性をとること。	1件	個別品目の品質表示基準については、J A S調査会において、廃止した場合に重大な誤認が生じる懸念があるかどうか等個別にその必要性及び内容を検討することとしています。
96	ミネラルウォーターに関しては、「重大な誤認」の発生や「まがい物」を防止するため、現行のガイドラインをベースとして所要の修正及び追加等を行った上で、新たな品質表示基準を設けることが必要である。	1件	個別品目の品質表示基準については、J A S調査会において、廃止した場合に重大な誤認が生じる懸念があるかどうか等個別にその必要性及び内容を検討することとしています。

②表示規制の対象の拡大（カタログ・ネット）	97	表示ばかりのカタログになり、かえって見づらいものにならないか。また、内容量の表示しなければならないなど、一括表示を義務付けるには相当無理がある。インターネットやカタログ販売等の表示については、当面の間、国において表示ガイドラインを作成して運用してはどうか。表示状況の監視や調査、改善指導などは、発信者の特定が難しかったり、配付範囲が広範であるため実質的に不可能と考えられる。	1件	ご意見の通り、表示事項の義務付けは現時点では困難な面もあると考えますが、ホームページやカタログなどの表示事項と消費者に実際に届けられる商品との内容が異なることは問題であり、こうした観点から必要な規制はすべきと考えます。
	98	商品に表示する内容と通信販売における広告媒体の表示をすべて同一とすることは、広告媒体の特性から不可能。	2件	ご意見の通り、表示事項の義務付けは現時点では困難な面もあると考えますが、ホームページやカタログなどの表示事項と消費者に実際に届けられる商品との内容が異なることは問題であり、こうした観点から必要な規制はすべきと考えます。
	99	インターネットやカタログなどを表示規制対象とすることは賛成。	7件	ご意見の通り、表示事項の義務付けは現時点では困難な面もあると考えますが、ホームページやカタログなどの表示事項と消費者に実際に届けられる商品との内容が異なることは問題であり、こうした観点から必要な規制はすべきと考えます。
	100	チラシを品質表示基準の対象にするのはJ A S法の世界なのか。	1件	ご意見の通り、表示事項の義務付けは現時点では困難な面もあると考えますが、ホームページやカタログなどの表示事項と消費者に実際に届けられる商品との内容が異なることは問題であり、こうした観点から必要な規制はすべきと考えます。
	101	インターネットやカタログ販売等に対する規制は、関連する他の法制度等との関わりをよく調査し、整合性をとることが必要。	2件	ご指摘を踏まえ、今後の検討を進めます。
③表示の適正化の実効性の確保（根拠書類に関する事項等）	102	漁港での取引においては、根拠書類の保持は現実的に無理。	1件	ご指摘の点等も踏まえ、例えば電子情報の保存等も含め、現実的に対応可能な方向を検討します。
	103	根拠書類等の保持の検討においては食品衛生法ガイドラインとの整合性が保たれるよう配慮願いたい。	3件	ご指摘の点等も踏まえ、例えば電子情報の保存等も含め、現実的に対応可能な方向を検討します。

	104	根拠書類等の保持については実行可能性も配慮し、どのような根拠書類等の保持が必要なのか基準を明確にして欲しい。	2件	ご指摘の点等も踏まえ、例えば電子情報の保存等も含め、現実的に対応可能な方向を検討します。
	105	根拠書類等の保持について、過大な負担とならないよう考慮して頂きたい。	2件	ご指摘の点等も踏まえ、例えば電子情報の保存等も含め、現実的に対応可能な方向を検討します。
	106	強調表示を行おうとする製造業者や販売業者が、その根拠書類を保持することを品質表示基準で要求することに異論は無い。しかし、その開示については細心の注意が必要。	1件	根拠書類のチェックは、中間取りまとめにあるように、行政が行うこととしており、チェックを行う公務員には守秘義務が課されています。
	107	表示の根拠書類保持の義務づけには賛成。	2件	ご指摘の点等も踏まえ、例えば電子情報の保存等も含め、現実的に対応可能な方向を検討します。
	108	監視の方法と罰則および表示のチェック制度を法律に明文化し、悪い業者に対しては厳しい態度でのぞんでほしい。	1件	中間取りまとめ20ページ下段にあるように、表示の適正化に向けて引き続き行政による強力な取り組みを行います。
	④その他	109 「内容量」についての枠外記載を認めてほしい。また、原材料である「香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品」が2%以下の場合、 「香草」又は「混合香草」と記載することになっているが、「ハーブ」と書きたい。	1件	ご指摘は、今後の検討の参考にします。
		110 検査した米しか品種名を表示できないのはおかしい。未検査米でも表示できるようにすべきである。	3件	ご指摘は、今後の検討の参考にします。
		111 食品には大包装の中に数個の小包装が内蔵されている物が多くあるが、小包装にも表示をするべき。	1件	ご指摘は、今後の検討の参考にします。
	112	品質表示基準の義務表示について、案では「最低限伝えるべき情報」となっているが「消費者が必要とする情報」と改めるべき。	1件	消費者の立場から表示事項を見直すことは重要であり、今後この観点から見直すこととします。
	113	JAS規格の製品、原材料などの「定義」と個別品質表示基準の製品、原材料等の「定義」に違いがあるので、名称表示が大変分かりにくい。	1件	JAS規格はJASマーク表示品に適用され、品質表示基準はJAS品以外を含む対象とする品目全てに適用されることから、定義（適用の範囲）が異なっているものです。